

3. マンモグラフィ検診遠隔診断支援 モデル事業について

市区町村が実施する乳がん検診については、死亡率減少効果の観点から対象年齢や実施方法等を検討し、平成16年4月から「がん検診指針」を改正し、マンモグラフィによる乳がん検診を原則とすることとしたところである。また、この改正を踏まえ、マンモグラフィによる乳がん検診の実施体制を整備するため、平成17年度及び平成18年度の2ヶ年でマンモグラフィ緊急整備事業を実施しているところである。

マンモグラフィ装置については、近年、デジタル方式のものが導入されてきており、読影診断の効率化が期待されている。このため、マンモグラフィによる乳がん検診の受診率の向上、乳がん検診の質の向上を図るため、平成18年度の補正予算において、デジタル式マンモグラフィ装置を用いた遠隔診断をモデル的に実施することとしたところである。

実施要綱については（資料2）のとおり、平成19年2月16日老発第0216001号をもって定め、各都道府県等あてお示したところである。

(資料2)

平成18年度マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業実施要綱

1 目的

この事業は、マンモグラフィによる乳がん検診（以下この要綱において「マンモグラフィ検診」という。）を促進し、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資するため、マンモグラフィの読影診断について十分な経験を有する医師の確保が困難な地域においてもマンモグラフィ検診を実施することができるよう、マンモグラフィ検診を行う機関と画像読影診断のための支援を行う検診機関との間において画像を送受信することにより診断を行うマンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業を実施し、全国的な展開のための課題等の検証を行うことを目的とする。

2 実施主体

マンモグラフィ検診において、デジタル式マンモグラフィ装置を用いて検診を行う者（以下「依頼側医療機関」という。）と撮影された画像を読影診断するために支援を行う者（以下「支援側医療機関」という。）との連携が図られる場合であって、読影診断支援用のデジタル画像を送受信するために必要な機器等の整備を行う次に掲げる者とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 厚生労働大臣が認める者

3 整備の対象機器

- (1) 本事業により補助対象となる機器は、次に掲げるものとする。

ア 依頼側医療機関

- (ア) 画像送受信サーバ
- (イ) 遠隔診断において必要なセキュリティ装置
- (ウ) その他遠隔診断に必要と認められるもの

イ 支援側医療機関

- (ア) 画像送受信サーバ
- (イ) 遠隔診断において必要なセキュリティ装置
- (ウ) その他遠隔診断に必要と認められるもの

- (2) 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- ア 上記(1)の機器の設置に伴う建物の改修に要する経費
- イ 人件費
- ウ 消耗品費
- エ 光熱水料
- オ その他設備費として適当と認められない費用

4 整備条件

- (1) この要綱に基づき設備を整備するに当たっては、依頼側医療機関と支援側医療機関との間で適切な信頼関係が保たれ、事業を継続的に実施出来る場合に限るものとし、事業実施機関の構成が、支援側医療機関1か所に対し、依頼側医療機関5か所を原則とするネットワークとすること。
- (2) 支援側医療機関は、依頼側医療機関も含めた全体計画の責任を担うものとする。
- (3) 依頼側医療機関において、検診に用いるデジタル式マンモグラフィ装置（社団法人日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たすものであること。）を備えていること。
- (4) 依頼側医療機関にあつては十分な技能を有する診療放射線技師を確保でき、支援側医療機関にあつては十分な読影診断の経験を有する医師を確保できること（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」の別紙の3（1）エに掲げる特定非営利活動法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を修了していることが望ましい。）。
- (5) マンモグラフィ検診の目的以外には使用しないこと。
- (6) モニター診断を行う場合は、5メガピクセル以上の読影用モニターを使用すること。
- (7) 取り扱う情報は機微な医療情報であるため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月 厚生労働省）」を遵守すること。

5 経費の負担

事業実施者がこの要綱に基づき整備する機器に係る費用については、厚生労働省が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 その他留意事項

(1) 関係機関の連携

本事業の実施に当たっては、依頼側医療機関と支援側医療機関とは十分に連携を図り、マンモグラフィ検診の円滑な実施と促進に努めるものとする。

(2) 報告

本事業の実施者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

なお、国庫補助に関する事務については、支援側医療機関がネットワークを構成する依頼側医療機関をとりまとめて行うものとする。

7 施行期日

この実施要綱は、平成19年2月16日から施行し、平成19年2月6日から適用する。